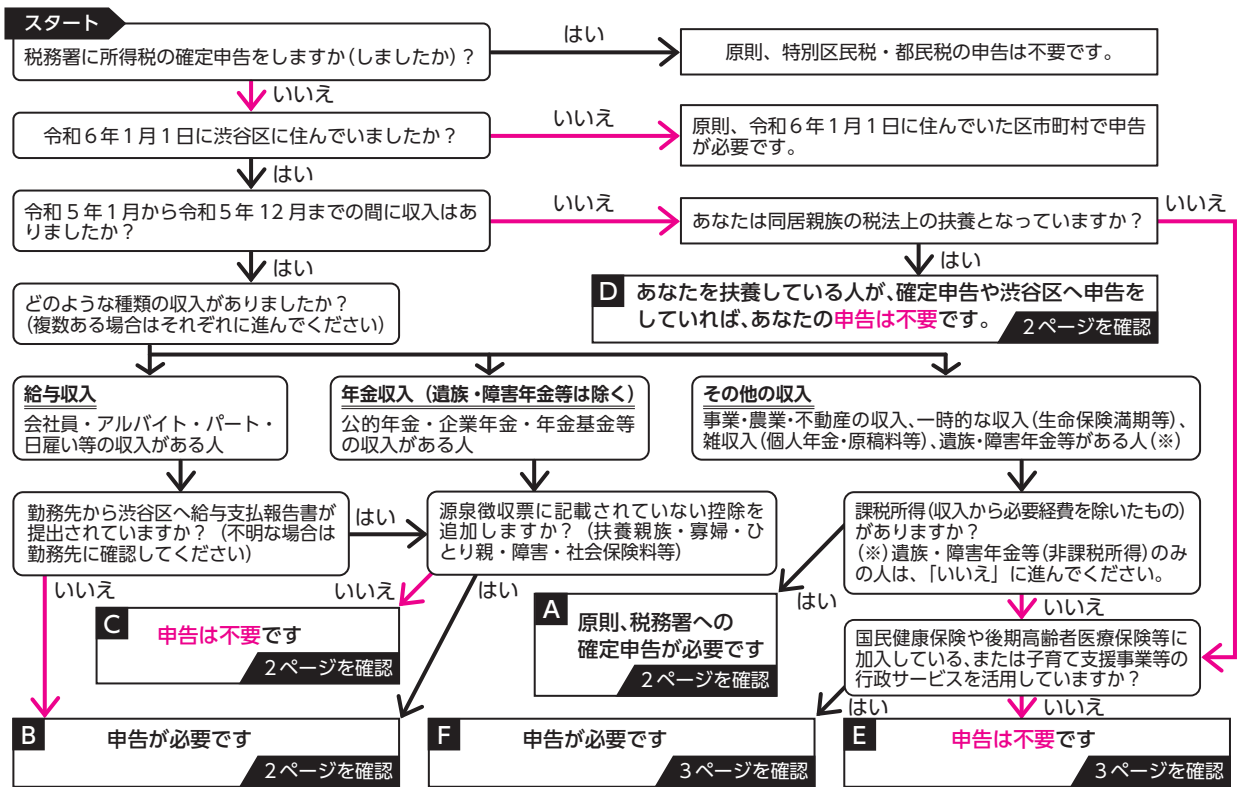


## 重要

- **申告期限** は **令和6年3月15日(金)** です。
  - ・受付期間：令和6年2月16日(金) から令和6年3月15日(金) まで（土日及び祝日は除く）
  - ・受付時間：午前9:00 から午後5:00 まで
  - ・受付窓口：渋谷区役所6階 税務課 課税第一係・課税第二係（6-2税務課）
- 申告期間は窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。
- 税額シミュレーションシステムのページの案内に従って入力・印刷すると申告書が作成できます。（郵送での提出が必要です。）  
詳しくは **3ページ** をご覧ください。
- **申告期限を過ぎてから申告された場合は、税額の決定までに時間がかかり、各種行政サービスに影響が及ぶ場合があります。申告期限内の申告をお願いいたします。**

## あなたは申告が必要？不要？「申告判別フローチャート」で確認しましょう。

- 「はい」「いいえ」に沿って進んでください。申告の必要・不要が分かります。
- **A～F** に到達した場合は、**2～3ページ** の説明をお読みください。



**問合せ先** ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

■ **渋谷区役所 区民部 税務課 課税第一係・第二係**  
 <特別区民税・都民税の申告等に関する問合せ>  
 住所：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号  
 電話（直通）：03-3463-1719 / 03-3463-1726

■ **渋谷税務署**  
 <確定申告や所得税に関する問合せ>  
 住所：〒150-8333 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎  
 電話（代表）：03-3463-9181

申告判別フローチャート  
問合せ先

申告にあたっての  
申告の必要・不要チェック  
ポイント

申告が必要な人へ

申告書の記載方法  
「所得なし」

申告書の記載方法  
「所得あり」

収入・所得

所得から  
差し引かれる金額等

医療費控除について

寄附金税額控除  
所得税と異なる課税方式  
の選択

申告書の控え

## 特別区民税・都民税（住民税）の申告にあたって

特別区民税・都民税（住民税）は国税である所得税とは別に、令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得等の状況により、令和6年1月1日にお住まいの区市町村で課税される税金です。

住民税の申告とは、適切に課税（非課税）を決定するために、必要な所得や控除の内容を申告書に記載し提出していただくことです。

申告が必要か不要かは、令和5年中の状況により、2～3ページのA～Fに分けられます。

## 申告の必要・不要 チェックポイント（1ページ「申告判別フローチャート」と対応）

### A 税務署へ所得税の確定申告が必要な人（税務署の問合せ先は1ページ参照）

- 1 事業所得や不動産所得のある人
- 2 給与所得者で次に該当する人
  - (1) 給与収入が2,000万円を超える人
  - (2) 給与所得以外に不動産所得等、他の所得が20万円を超える人（住民税は20万円以下でも申告が必要です）
  - (3) 2ヵ所以上から給与を受けている人（全ての給与を合算して年末調整されている人を除く）
- 3 土地・建物等を売却した人

#### ポイント

税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告は原則必要ありません。確定申告については税務署にお問合せください。

### B 区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告が必要な人

- 1 令和6年1月1日現在、渋谷区に住んでいる人で、前年中（令和5年1月～令和5年12月）に所得があり、次に該当する人
  - (1) 給与収入のある人で、勤務先から渋谷区に給与支払報告書が提出されていない人
  - (2) 令和5年中（令和5年1月～令和5年12月）に退職して、令和6年1月1日現在、就職していない人
  - (3) 給与や公的年金等を受給されている人で、源泉徴収票に記載されていない各種控除（扶養親族・寡婦・ひとり親・障害・社会保険料等）の追加をしたい人※控除の追加をするため、税務署へ確定申告をした人は、区役所への申告は不要です。
- 2 令和6年1月1日現在、渋谷区に住んでいない人で、渋谷区内に事務所・事業所のある人  
詳細はお問合せください。

#### ポイント

申告を怠ると、控除が少ない状態で税額計算が行われるため、決定される住民税額が高くなる場合があります。また、申告されていない所得が判明したときには、課税された税額を一度に納めることになる場合があります。

### C 申告が不要な人（勤務先や年金支払者等から区役所へ課税資料が提出されている）

- 1 給与収入のみの人で、勤務先が区役所に給与支払報告書を提出済みの人  
※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先から給与支払報告書が提出される必要があります。  
※不明な場合は勤務先に確認してください。
- 2 公的年金等の収入のみの人

#### ポイント

申告をしていなくても、区役所に提出された課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書）に基づき住民税の計算が行われます。ただし、扶養親族や社会保険料等の各種控除は課税資料に記載されているとおりとなりますので、控除の追加がある場合は申告が必要となります。

### D 申告が不要な人（あなたを扶養している人が確定申告や渋谷区へ申告をしている）

所得の合計が45万円以下で、親族に扶養されている場合は、扶養している人が申告や扶養親族として年末調整をしていれば、あなた自身の申告がなくても非課税の決定がされます。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、

**F**を確認してください。

- ・あなたを扶養している人が令和6年1月1日現在、渋谷区以外にお住まいの場合
- ・あなたを扶養している人が配偶者で、かつ所得の合計が1,000万円を超える場合

### E 申告が不要な人（課税される所得がない）

課税される所得がない場合は、所得税や特別区民税・都民税（住民税）の申告をする義務はありません。ただし、申告をしなかった場合は、未申告となり非課税の決定がされません。そのため、非課税の証明書が必要な場合は申告が必要になります。（親族に扶養されている場合は **D** を、それ以外の人は **F** を確認してください。）

### F 非課税の決定が必要なため、申告が必要な人

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険の保険料算定や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助・保育料・公営住宅関係の区分判定等のため、非課税の決定が必要な人
- 2 その他の理由で非課税の証明書が必要な人

#### ポイント

申告をしない場合は「未申告」となるため、非課税の決定はされません。その結果、保険料や負担金、公営住宅の家賃等が高くなることや、手当等が受けられなくなることがあります。また、申告期限を過ぎてから申告をされた場合は、非課税の決定までに時間がかかり、各制度の締切日に間に合わなくなることがあります。

### 申告が必要な人へ【申告書の記載方法・申告に必要な資料等】 B または F に該当する人

#### 申告書の記載方法

- ・ **F** に該当する人は4ページ（「申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）」を参照してください）。
- ・ **B** に該当する人は5～14ページ（「申告書の記載方法（課税される所得があった人）」を参照してください）。

#### 申告に必要な資料

- 1 個人番号（マイナンバー）確認書類と身元確認書類

個人番号（マイナンバー）確認書類	身元確認書類
【いずれか1点】 マイナンバーカード（裏面）、マイナンバーの記載がある住民票の写し、通知カード（※）、など	【いずれか1点】 マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳など
	【いずれか2点】 国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳、資格証明書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、納税通知書など

（※）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きされている場合に限りです。

- 2 所得を証明する資料（給与・公的年金…源泉徴収票、報酬…支払調書等）
- 3 各種証明書、領収書（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金等）または明細書（医療費）の原本。ただし、源泉徴収票に記載のある分については提出不要です。  
※源泉徴収票、各種証明書等の添付書類は申告書に貼らずに提出してください。  
※郵送による提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

#### 作成に関するご案内

紙の申告書に記載する方法以外に、税額シミュレーションシステムのページ案内に従って入力・印刷することで申告書を作成することもできます。（郵送による提出が必要です。）

システムで申告書を作成した人で、区から申告書が送付されている場合は、作成した申告書の「宛名番号」欄に、区から送付された申告書に印字されている宛名番号（8桁）を転記してください。

（例）

宛名番号	37	4	2	8	4	2	8	4	2
------	----	---	---	---	---	---	---	---	---

※税額シミュレーションシステムは渋谷区ポータルで確認してください。  
こちらのQRコードを読み取ると該当のページに移行します。



提出について

- ・申告期間は窓口が大変混雑するため郵送での申告にご協力ください。記載済の申告書と各種添付資料、個人番号確認書類と身元確認書類のコピー、申告書の控え（必要な人のみ）を同封の上、提出してください。
- ・窓口にお越しいただく場合は、待ち時間短縮のため、事前に申告書の記載と添付資料の整理をお願いします。

【申告書の控えの郵送希望について】

受付日付印のある申告書の控えが必要な人は、作成した申告書の控えと返信用封筒（宛名を記載の上、送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。返信用封筒がない場合は控えを送付することができませんのでご了承ください。なお、申告書控えへの受付日付印の押印は、受付の事実を確認するものであり、記載内容を証明するものではありません。

申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）

以下の手順にしたがって記載してください。

- 1 申告書表面に1月1日現在の住所・個人番号（マイナンバー）・フリガナ・氏名・電話番号・生年月日等を記載してください。

1月1日現在の住所と現住所が異なる場合は、現住所も記載してください。

（例）

渋谷区長殿	1月1日現在の住所	渋谷区 宇田川 丁目 1番 1号 (マンション名・部屋番号)	個人番号 (マイナンバー)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	提出年月日	現住所	フリガナ	シバヤ ハナコ
		(上記の住所と違う人は記入してください)	氏名	渋谷 花子
			電話番号	( 03 ) 3463 - 1211 業種又は職業
			生年月日	明大 40年 1月 1日 無職
			世帯主の氏名	渋谷 太郎 続柄 妻
	令和6年 2月 16日			

- 2 申告書裏面下部「16 前年中所得がなかった人の記載欄」の該当箇所には○をつけ、必要事項を記載してください。

（例）

16 前年中所得がなかった人の記入欄

① 下記の人から扶養されていた、又は援助（仕送り）を受けていた。（申告者が学生の場合は学校名等も記入）

住所	渋谷区宇田川町 1-1	氏名	渋谷 太郎 (続柄 夫)	学校名		年	在学
(2) 雇用保険（失業保険）・労災保険等の給付を受けていた。		年	月	日から	年	月	日まで 現在も受給中
(3) 遺族年金・障害年金等を受けていた。（該当に○）		遺族年金	障害年金	その他（			
(4) 生活保護法による生活援助を受けていた。		年	月	日から	年	月	日まで 現在も受給中
(5) その他（生計手段について記入）（例）預貯金で生活							

- 3 扶養している人がいる場合は11～12ページを参考に申告書表面左側「②①～②②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「②③扶養控除」「16 歳未満の扶養親族」を記載してください。他にも「①⑦①⑧寡婦控除・ひとり親控除」、「②⑩障害者控除」等に該当する場合は、忘れずに記載してください。

（参考）住民税について知っておきたいこと①（住民税がかからない人とは）

次の1～3のうち、いずれかに該当する人

- 1 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 2 前年中の合計所得金額が135万円以下で、令和6年1月1日現在、本人が障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の人
- 3 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
  - (1) 扶養親族がいない場合 45万円
  - (2) 扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+31万円
 ※扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。

（用語解説）

合計所得金額……総所得金額等の純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除前の金額

総所得金額等……総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額（純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の金額）

総所得金額……総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（営業等、農業）、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の金額（2分の1後の金額））に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額（分離所得は含みません）

令和 6 年度 特別区民税・都民税 申告書

(表面)

分離課税に係る所得等のある人は、「特別区民税・都民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

Header information form including address (渋谷区 宇田川 1番1号), name (渋谷 太郎), and personal details like birth date and occupation (会社員).

Main tax calculation table (3) with sections for social insurance (13), life insurance (15), earthquake insurance (16), disability (20), spousal/partner (21), and family support (23) deductions.

Income and tax calculation table (1-2) showing income types (business, real estate, etc.) and total taxable income (4,200,900).

Final tax calculation table (4) showing total income (4,200,900) minus various deductions (355,200) resulting in a taxable amount of 2,660,200.

裏面にも記載する欄があります。

Additional information table (5) for family support and medical expenses, including spouse details and medical costs.

Final summary table (6) for tax payment, including spouse name, tax amount, and payment method.

Vertical sidebar text on the right side providing instructions and notes, such as '申告書の記載方法' and '所得税と異なる課税方式の選択'.

申告書の記載方法 (課税される所得があった人) 裏面

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月取
1		円		280,111 円
2		円		285,112 円
3		円		290,222 円
4		円		295,223 円
5		円		300,333 円
6		円		305,334 円
7		円		310,444 円
8		円		315,445 円
9		円		320,555 円
10		円		319,556 円
11		円		318,666 円
12		円		317,667 円
				450,500 円
				4,109,168 円

法人番号 所在地 9999999999999999  
勤務先名 渋谷商店  
電話番号 03-0000-0000

7~9ページを参照してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	〇〇出版 1234567890123	1,505,500 円	601,000 円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式の配当	〇〇工業 (株) × 工業 1234567890123	3 11	50,000 円	0 円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命 1234567890123	650,000 円	250,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡	円	円	円	円	円
短期	円	円	円	円	円
長期	円	円	円	円	円
一時	円	円	円	円	円
二合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]					円

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・平・令	専従者給与(控除)額
シヤマ タイチ	渋谷 太一	弟	42.4.1	42.4.1	500,000 円

13 事業税に関する事項

非課税等	所得金額
円	円

事業所得、不動産所得、山林所得がある人のうち、事業専従者控除を申告する場合は該当の人について記載してください(必要経費に加算)。

- ・ 税務署で青色申告の承認を受けている場合は、支払った給与の額が控除額となります。
- ・ それ以外の場合は、次の(1)、(2)のいずれかが少ない方の金額です。
- (1) 配偶者86万円、その他の親族(1人につき)50万円
- (2) (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額) ÷ (事業専従者の人数 + 1)

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	住所	扶養親族等
シヤマ ウメ	渋谷 ウメ	〇〇県〇〇市△△1-1-1	配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □38万円以上の支払
			配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □38万円以上の支払
			配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項 (証明書・領収書添付)

都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	金額
東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	円
条指定分	円
東京都	50,000 円
渋谷区	20,000 円

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所

16 年中所得がなかった人の記入欄

(1) 下記の person から扶養されていた、又は援助(仕送り)を受けていた。(申告者が学生の場合は学校名等も記入)

住所	氏名	(続柄)	学校名	年
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )

税理士名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申告判別フローチャート  
問合せ先  
申告の必要不要チェック  
申告にあたって  
申告の必要不要チェック  
申告が必要な人へ  
申告書の記載方法  
所得なし  
申告書の記載方法  
所得あり  
収入・所得  
所得から差し引かれる金額等  
医療費控除について  
寄附金税額控除  
所得税と異なる課税方式  
申告書の控え

# 収入・所得 申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に記載します。

営業等（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・ア、「2 所得金額」・①）

⇒事業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優など

【必要経費】商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

農業（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・イ、「2 所得金額」・②）

⇒農業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】種苗代、肥料代など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

不動産（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・ウ、「2 所得金額」・③）

⇒家賃・地代などによる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

利子（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・エ、「2 所得金額」・④）

⇒日本国外に預けた預金等の利子などのみを記載してください。一律分離課税により源泉徴収されたものは記載する必要はありません。

配当（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・オ、「2 所得金額」・⑤）

⇒株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、公社債投資信託以外の証券投資信託の分配金などの収入の合計額（所得は収入金額－必要経費）

【必要経費】株式などの元本を取得するための負債の利子

※非上場株式等及び上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要となります。

※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも記載してください。

給与（記載欄：申告書表面 「1 収入金額等」・カ、「2 所得金額」・⑥）

⇒給与、賞与などによる収入の合計金額

給与所得控除後の金額（給与所得金額）は以下の「給与所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】給与所得の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に収入金額、勤務先等を記載してください。

※収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です（交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます）。

## ◎給与所得金額の速算表

収入金額（支払金額）	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

収入金額（支払金額）	給与所得金額
1,628,000円～1,799,999円	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	収入額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	収入額－1,950,000円

※A＝収入金額 $\div 4,000$ 円（小数点以下切り捨て） $\times 4,000$ 円

## ■所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。申告書表面右側「2 所得金額・⑥」に所得金額調整控除後の金額を記載してください。また、以下の1に該当する場合のみ、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」にも記載してください。

- 1 あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合（該当する人が複数の場合はいずれか1名のみを記載してください。）

- (1) あなたが特別障害者である  
 (2) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族（「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する  
 (3) 23歳未満の扶養親族（「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する  
 （控除額）（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10%【限度額15万円】

**ポイント**

この控除は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれかの一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族である子がいる場合、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。  
**この欄のみ記載がある場合は、所得金額調整控除は適用されますが、扶養控除は適用されません。**

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合（1の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。）

（控除額） 給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）－10万円【限度額10万円】

雑 公的年金等（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・キ、「2 所得金額」・㉗）

⇒公的年金等による収入金額（介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額）

（例）国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

公的年金等所得控除後の金額（公的年金等所得金額）は以下の「公的年金等所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】公的年金等の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※遺族年金・障害年金は課税の対象になりません。

◎公的年金等所得金額の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 （※）	330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－27万5,000円	収入金額×0.75－17万5,000円	収入金額×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－68万5,000円	収入金額×0.85－58万5,000円	収入金額×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5,000円	収入金額×0.95－135万5,000円	収入金額×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額－195万5,000円	収入金額－185万5,000円	収入金額－175万5,000円
65歳未満	130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－27万5,000円	収入金額×0.75－17万5,000円	収入金額×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－68万5,000円	収入金額×0.85－58万5,000円	収入金額×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5,000円	収入金額×0.95－135万5,000円	収入金額×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額－195万5,000円	収入金額－185万5,000円	収入金額－175万5,000円

（※）65歳以上：昭和34年1月1日以前生

雑 業務にかかる雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ク、「2 所得金額」・㉘）

⇒原稿料、講演料などの副収入による所得（所得は収入金額－必要経費）

（例）原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入

【必要経費】原稿用紙代、資料代など

※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

雑 その他の雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ケ、「2 所得金額」・㉙）

⇒いずれにも該当しない収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）生命保険年金、郵便局の年金保険、互助年金、シルバー人材センターからの分配金など

【必要経費】年金掛金など

※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

譲渡所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・コ～サ、「2 所得金額」・㉚）

⇒機械、自動車、営業権、ゴルフ会員権、骨とうなどの資産の譲渡収入（土地、建物などで分離課税されるものを除く）  
 譲渡した資産について、保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を超える場合は長期譲渡となります。

【必要経費】譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

〈特別控除〉短期と長期を合わせて50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。



一時所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・シ、「2 所得金額」・⑪）

⇒賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

【必要経費】生命保険料支払額、掛金の総額など

〈特別控除〉50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

## 所得から差し引かれる金額等

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」に記載します。

該当する控除額が記載されている源泉徴収票を添付する場合、証明書等は必要ありません。

社会保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑬、「4 所得から差し引かれる金額」・⑭）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】国民年金保険料または国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、国民年金保険料控除証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

※あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

小規模企業共済等掛金控除（記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・⑭）

⇒第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法による企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

生命保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑮、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料（保険料契約による配当金を除く）または個人年金保険契約等に基づく保険料や掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本） ※一般生命保険契約（旧契約）で保険料1口9,000円以下の場合は不要

〈控除額〉一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ以下の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額

【限度額 合計7万円】

(1) 平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

新契約	支払金額	控除額
平成24年1月1日以降に締結された保険契約	12,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※） 介護医療保険〕	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
（※）申告書には新生命保険料、新個人年金保険料と記載しています。	56,001円以上	28,000円

(2) 平成23年12月31日までに締結の保険料等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

旧契約	支払金額	控除額
平成23年12月31日までに締結された保険契約	15,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※）〕	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
（※）申告書には旧生命保険料、旧個人年金保険料と記載しています。	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約をそれぞれ上記と同様に計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。

① (1) で算出した控除額 + (2) で算出した控除額 【限度額 2万8千円】

② (2) で算出した控除額のみ 【限度額 3万5千円】

生命保険料控除全体の限度額は7万円です。

地震保険料控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する居住用家屋や生活動産に対して、保険もしくは共済の目的とした地震保険契約等に基づく保険料や掛金を令和5年中に支払った場合。

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険料(保険・共済期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの)については、従前の損害保険料控除が適用になります。

【必要書類】支払額証明書(原本)

〈控除額〉地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ以下の表にあてはめ、算出した控除額の合計金額

地震保険料(1)		旧長期損害保険料(2)	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2	5,000円以下	全額
		5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
50,001円以上	25,000円	15,001円以上	10,000円

【限度額(1)+(2) 合計2万5千円】

寡婦控除・ひとり親控除

■寡婦控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑰)

⇒以下の「ひとり親控除」にあたらぬ寡婦の人で、あなたが次の1、2のいずれかに該当する場合(いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

- 夫と離婚後婚姻していない人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる人
  - 夫と死別した後、婚姻していない人、夫が生死不明などの人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人
- 〈控除額〉26万円

■ひとり親控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑱、「4 所得から差し引かれる金額」・⑱)

⇒令和5年12月31日の現況において、婚姻していない人、配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする子(令和5年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(令和5年中の合計所得金額が500万円以下に限る)の場合(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

〈控除額〉30万円

寡婦(女性のみ適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		/
	扶養親族あり(子以外)		
控除額	26万円		

ひとり親(男性・女性どちらも適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ・同一生計の子で前年の総所得金額等が48万円以下の者あり		
	控除額		
30万円			

勤労学生控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑲、「4 所得から差し引かれる金額」・⑲)

⇒あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

【必要書類】専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、学校や法人から交付される証明書(原本)

〈控除額〉26万円

障害者控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑)

⇒令和5年12月31日の現況において、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が以下に該当する場合。

障害者	(1) 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている。 (2) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている。	控除額 26万円
特別障害者	(1) 上記の手帳の交付を受けている人で、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳(療育手帳)1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症までに該当する。 (2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある。 (3) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている。 (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する。 (5) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている人で、(1)に準ずる。	控除額 30万円
同居特別障害者	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合。	控除額 53万円

配偶者控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳～㉑、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑～㉒）  
⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

**ポイント** 国外居住親族にかかる配偶者控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は12ページ「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」をご参照ください。

配偶者特別控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉑～㉒、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑～㉒）  
⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合  
※配偶者特別控除を適用する場合は、申告書表面左側「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の配偶者の合計所得金額欄に記載してください。

(例) 

配偶者の 合計所得金額	1,330,000	円
----------------	-----------	---

**ポイント** 国外居住親族にかかる配偶者特別控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は12ページ「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」をご参照ください。

同一生計配偶者（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉑～㉒）  
⇒あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合  
〈控除額〉適用なし

※同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。  
※同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」に「レ」チェックを記載してください。（配偶者控除を適用される人につきましては、「レ」チェックの記載は必要ありません。）

(例) 

<input checked="" type="checkbox"/>	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)
-------------------------------------	--------------------------

◎配偶者控除／配偶者特別控除／同一生計配偶者

控除区分		配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	一般（※1）	48万円以下	33万円	22万円	11万円	なし（※3）
	老人（※2）		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除		48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円		

（※1）昭和29年1月2日以後出生の人／（※2）昭和29年1月1日以前出生の人／（※3）同一生計配偶者には含まれます。

扶養控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉓、「4 所得から差し引かれる金額」・㉔）  
16歳未満の扶養親族（記載欄：申告書表面左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」）

⇒令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

扶養区分		控除額
一般扶養	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生 平成17年1月2日～平成20年1月1日生	33万円
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45万円
老人扶養	昭和29年1月1日以前生（70歳以上）	38万円
同居老親扶養		45万円
年少扶養	平成20年1月2日以後生（16歳未満）	なし

※他の納税者の扶養親族として扶養控除または障害者控除の対象とされている人は、扶養控除の適用ができません。  
 ※年少扶養も申告書表面左側「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に必ず記載してください。非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。  
 ※配偶者及び扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、住所を記載してください。

(例) 1 2 別居の扶養親族等に関する事項 ※国外に居住している人を扶養している場合は証明書を添付

フリガナ	シグヤ	ウメ	住所	〇〇県〇〇市△△1-1-1	国外居住	配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
氏名	渋谷 ウメ					

**ポイント** 国外居住親族にかかる扶養控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は以下「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」を参照してください。

### ■日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度（2024年度）の住民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

- ・留学により非居住となった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

なお、添付または提示する書類が外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文を添付する必要があります。

### 親族関係書類

国外居住親族が居住者の親族であることを証明するものをいいます。次の1または2のどちらかの書類の添付または提示が必要となります。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び、国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族の氏名、生年月日、住所の記載がある書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）

※1つの書類だけでは、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所または居所の全てが記載されていない場合や、国外居住親族があなたの親族であることを証明することができない場合は、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。

### 送金関係書類

居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。次の1または2のどちらかの書類の添付または提示が必要となります。

- 1 金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
- 2 いわゆるクレジットカードの発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品などを購入したことなどにより、その商品などの購入などの代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、または受領することとなることを明らかにする書類

※複数人の国外居住親族について扶養控除などの適用を受ける場合は、その親族ごとに38万円以上の送金が要件となります。

**ポイント** 給与や年金等の支払者に上記の書類を既に提出または提示している場合には、これらの書類は必要ありません。

雑損控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の人の有する資産（家・家財道具・現金など）について、天災・火災・盗難・横領などによる損失を生じた場合。

【必要書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書（原本）等

〈控除額〉次の1または2のうち、いずれか高い方の金額

- 1（損害金額（※1）－保険金等での補填額）－〔総所得金額等×10%〕
- 2 災害関連支出の金額（※2）－5万円

（※1） 損害金額は損害を受けた時の時価によりますが、警察・消防署などの証明書が必要です。

（※2） 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取り壊しや除去のために支出した金額です。

医療費控除(記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑)

⇒対象期間(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に、あなたや、あなたと生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。実際に支払った金額から、生命保険や社会保険などで補填される金額を差し引いた金額が対象となります。なお、医療費控除は以下の種類があります。

■医療費控除

支払った医療費から総所得金額等の5%の金額(総所得金額等が200万円以上の場合は10万円)を差し引いた金額を総所得金額等から控除します。【限度額200万円】

【必要書類】

- 1 医療費控除の明細書
- 2 医療保険者から交付された医療費通知(※)

(※)申告書に添付できる医療費通知は、次の6項目の記載があるものです。

- (1) 被保険者等の氏名 (2) 療養を受けた年月
- (3) 療養を受けた人 (4) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- (5) 被保険者が支払った医療費の額 (6) 保険者等の名称

この6項目のうちいずれかの項目の記載がない場合は、医療費通知に補完記載することで、申告書に添付することができます。

※申告する医療費が2の医療費通知に全て記載されている場合は医療費通知のみの提出で可。

※2の医療費通知に記載されていない内容を追加する場合は、1の明細書と2の医療費通知の両方の提出が必要。

■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組(※)を行っているあなたや、あなたと生計を一にする親族にかかる「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除します。【限度額8万8千円】

【必要書類】セルフメディケーション税制の明細書

(※)一定の取組とは以下のものです。

- 保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健診など)／予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種など)
- 勤務先で実施する定期健康診断(事業主診断)／特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- 区市町村が健康増進事業として実施するがん検診



※スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧については、厚生労働省ホームページを参照してください。(上記QRコードを読み取ると該当のページに移行します。)

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用する人は、申告書表面右側「医療費控除㉑」欄の区分に「1」と記載してください。

(例)

医療費控除 (明細書要添付)	区分	1	⑳	110	88,000	円
-------------------	----	---	---	-----	--------	---

**ポイント**

- 令和3年度の住民税申告からは、医療費の領収書では医療費控除の適用を受けることができません。必ず医療費控除の明細書や医療費通知を添付してください。
- 医療費の領収書は添付しないでください。ただし、明細書の記載内容を確認することがありますので、医療費の領収書はご自宅等で5年間保管してください。
- 「医療費控除」と「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」の両方を適用することはできないため、どちらかを選択しての適用となります。申告後の変更はできません。
- 医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書の様式は渋谷区ポータルからダウンロードできます。また、渋谷区ポータル内の税額シミュレーションシステムから作成することも可能です。

基礎控除(記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・㉒)

⇒あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

- 〈控除額〉
- あなたの令和5年中の合計所得金額が2,400万円以下・・・43万円
  - あなたの令和5年中の合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下・・・29万円
  - あなたの令和5年中の合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下・・・15万円

申告別フローチャート  
 申告の必要不要チェック  
 申告が必要な人へ  
 申告書の記載方法  
 「所得なし」  
 「所得あり」  
 収入・所得  
 所得から差し引かれる金額等  
 医療費控除について  
 寄附金税額控除  
 所得税と異なる課税方式の選択  
 申告書の控え

寄附金税額控除（記載欄：申告書裏面右側 「14 寄附金に関する事項」）

⇒あなたが、令和5年中に以下の表のいずれかに寄附を行った場合は、寄附先に応じた控除額が住民税所得割額から控除されます。

【必要書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等

寄附先	控除額
都道府県・区市町村（ふるさと納税）	①基本控除と②特例控除の合計額
住所地の共同募金会、日本赤十字社の支部 ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・区市町村（特例控除対象外）	①基本控除の金額
東京都が条例で指定した団体（※1）	①基本控除のうちaの金額
渋谷区が条例で指定した団体（※2）	①基本控除のうちbの金額

（※1）東京都のみが条例で指定している団体へ寄附した場合は、都民税所得割額からのみ控除されます。団体はこちらのQRコードから確認できます。



（※2）渋谷区の条例により指定された団体は、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団、社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会、公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社、公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団です（令和6年1月31日現在）

- ① 基本控除 (a + b)
  - a [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）- 2,000円] × 都4%
  - b [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）- 2,000円] × 区6%
- ② 特例控除  
都道府県・区市町村（特例控除対象）への寄附金があった場合は、次の算式による金額を①に合算します。

[寄附金の合計(総所得金額等の30%を限度) - 2,000円] × (90% - 所得税の限界税率<sup>(※3)</sup>) × 1.021<sup>(※4)</sup> × 都 2/5・区 3/5

（※3）課税総所得金額から人的控除差調整額（所得税と住民税の人的控除額の差の合計額）を差し引いた金額を基準とします。

（※4）住民税寄附金税額控除から復興特別所得税（2.1%）に対応する率を減ずるための調整措置

ポイント

- ・ 特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。
- ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している人が確定申告または住民税申告を行った場合、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について確定申告または住民税申告を行う必要がありますのでご注意ください。

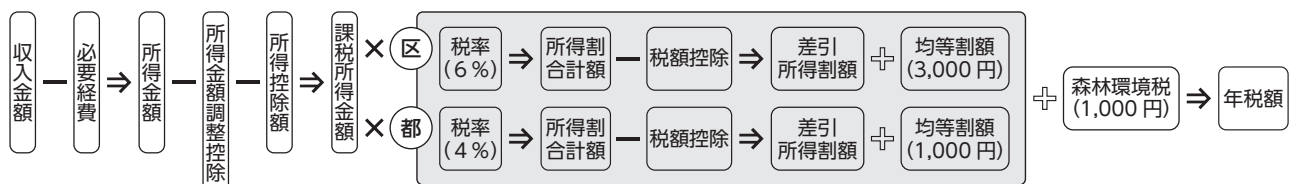
上場株式等に係る配当所得等または譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択について

令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）以降、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

住民税上の配偶者控除・扶養控除等の適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出ることがありますので申告の際は、慎重に判断していただきますようお願いいたします。

※所得税と住民税で繰越損失の金額が異なる場合は、別途説明書の提出が必要となります。詳細は渋谷区ポータルをご確認ください。

（参考）住民税について知っておきたいこと②（特別区民税・都民税（住民税）の計算方法）



※令和6年度より特別区民税・都民税（住民税）の枠組みを用いて、森林環境税（国税）として年額1,000円を区市町村が賦課徴収することとされました。

なお、平成26年度より東日本大震災復興基本法に基づき課税していた、均等割額1,000円（特別区民税・都民税それぞれ500円）については、令和5年度で終了しました。

※分離課税所得がある場合は、計算方法（税率等）が異なります。また、均等割は所得の状況等により異なる金額となる場合があります。

令和6年度 特別区民税・都民税 申告書

(表面)

Header information form including address (渋谷区), name (フリガナ), telephone number, and birth date (明・大昭・平・令).

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main table for tax deductions, including social security (13), life insurance (15), earthquake insurance (16), disability (20), and family support (23) categories.

Summary table for income and deductions, categorized into 1. 収入金額等 (Income), 2. 所得金額 (Income), and 4. 所得から差し引かれる金額 (Deductions from income).

Table for medical expense deductions (27) and other miscellaneous deductions (28).

Tables for family support (29) and other miscellaneous deductions (30), including dependent and non-dependent status.

Table for gifts and other income (5) and miscellaneous deductions (28).

Table for miscellaneous deductions (30) and other miscellaneous deductions (31).

分離課税に係る所得等のある人は、「特別区民税・都民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

裏面にも記載する欄があります。

申告判別フローチャート / 問合せ先

申告に当たって / 申告の必要・不要チェックポイント

申告が必要な人へ

申告書の記載方法 / 「所得なし」

申告書の記載方法 / 「所得あり」

収入・所得

所得から / 差し引かれる金額等

医療費控除について

寄附金税額控除 / 所得税と異なる課税方式の選択

申告書の控え

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務日数	月 取
1		円		円
2		円		円
3		円		円
4		円		円
5		円		円
6		円		円
7		円		円
8		円		円
9		円		円
10		円		円
11		円		円
12		円		円
賞与等				円
合 計				円
法人番号または所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

〔裏面〕

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
国外株式等に係る外国所得税額				円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号または所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
イ				円	円	円	円	円
ロ				円	円	円	円	円
ハ				円	円	円	円	円
二合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]								円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右の二の金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平 令	専従者給与 (控除) 額	円
1						
個人番号は、提出用の申告書に記入してください。						
2						
個人番号は、提出用の申告書に記入してください。						
3						
個人番号は、提出用の申告書に記入してください。						
所得税における青色申告の承認の有無						円
承認あり・承認なし						
合計額						円

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
報告通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
損失額、被災損失額(白)	
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
□ 他道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族に関する事項

※国外に居住している人を扶養している場合は証明書を添付

フリガナ	氏名	住所	国外居住	配属者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
1				
2				
3				

14 寄附金に関する事項 (証明書・領収書添付)

都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	円
東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	円
条例指定分 東京都	円
渋谷区	円

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平 令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。						

16 前年中所得がなかった人の記入欄

(1) 下記の人から扶養されていた、又は援助(仕送り)を受けていた。(申告者が学生の場合は学校名等も記入)  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ 学校名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 入学

(2) 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで。現在も受給中

(3) 遺族年金・障害年金等を受けていた。(該当に○) 遺族年金 \_\_\_\_\_ 障害年金 \_\_\_\_\_ その他( \_\_\_\_\_ )

(4) 生活保護法による生活援助を受けていた。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで。現在も受給中

(5) その他(生計手段について記入) (例) 預貯金で生活

作成税理士名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_